明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二七）　一
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一二八）　二

〔告　示〕

○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件　二
（厚生労働二八三）
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二八四）　二
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件　三
（同二八五）
○保安林の指定施業要件を変更する件　三
（農林水産一二二五～一二二九）
○道路に関する件　五
（関東地方整備局二三〇～二三二）
○道路に関する件　六
（中部地方整備局九七～一〇〇）
○道路に関する件　六
（近畿地方整備局一三三）
○道路に関する件　七
（北海道開発局一五七～一六二）
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（最高裁一）　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　六

〔皇室事項〕

労働　六

〔官庁報告〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
国家試験　七
令和三年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　八

〔公　告〕

諸事項　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八

会社その他

○厚生労働省令第百二十七号　九

省令

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十六条第一項、第五十条、第百十四条第三項及び第百十七条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（運用の方法の除外）	（運用の方法の除外）
第二十条の二　法第二十六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	**第二十条の二**　法第二十六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一　運用の方法が令第十五条第一項の表の二の項ロ、八又はニに掲げる方法である場合にあっては、当該信託が信託約款に基づいて終了して償還されたこと。	（新設）
二～四　（略）	一～三　（略）
（事業主報告書の提出）	（事業主報告書の提出）
第二十七条　事業主は、法第五十条の規定により、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第二十七条**　事業主は、事業年度ごとに、法第五十条の報告書を様式第七号により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　企業型年金規約に係る承認番号	（新設）
二　厚生年金適用事業所の名称	（新設）
三　事業年度	（新設）
四　企業型年金加入者等の状況	（新設）
五　事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況	（新設）
六　返還資産額の状況	（新設）
七　個人別管理資産の状況	（新設）
八　指定運用方法の状況	（新設）
九　企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況	（新設）
2　運営管理業務を行う事業主は、法第五十条の規定により、前項の報告書のほか、運営管理業務についての報告書を様式第八号により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。	2　運営管理業務を行う事業主は、前項の報告書のほか、運営管理業務についての報告書を様式第八号により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。